

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(令和15年12月31日まで)

秋本運第1190号  
令和5年12月5日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

運転免許事務取扱要綱の一部改正について（例規）

運転免許事務の取扱いについては、「運転免許事務取扱要綱の一部改正について(例規)」(令和4年5月10日付け秋本運第408号。以下「旧例規」という。)に基づき運用してきたところであるが、この度、所要の整備を行い、令和6年1月1日から、別添「運転免許事務取扱要綱」のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は、12月31日をもって廃止する。

この担当 運転免許センター 管理第一係 (☎735-221)

別添

## 運転免許事務取扱要綱

### 第1 趣旨

本要綱は、別に定めるもののほか、道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく公安委員会の運転免許（以下「免許」という。）の事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 用語の定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### 1 法

道路交通法（昭和35年法律第105号）をいう。

#### 2 令

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）をいう。

#### 3 規則

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）をいう。

#### 4 細則

秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号）をいう。

#### 5 証紙

秋田県収入証紙をいう。

#### 6 手数料

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第117号）に定める道路交通法関係手数料をいう。

#### 7 運転免許センター

秋田県警察本部交通部運転免許センターをいう。

#### 8 運転免許センター長

秋田県警察本部交通部運転免許センター長をいう。

#### 9 警察署等

細則第2条第3項に規定する申請又は届出を取り扱う警察署及び免許事務を取り扱う二ツ井、矢島、にかほ、美郷、増田及び羽後の各交番をいう。

#### 10 警察署長

細則第2条第3項に規定する申請又は届出を取り扱う警察署長をいう。

#### 11 運転者管理システム

警察庁情報処理センターに設置したサーバ、秋田県警察に設置した端末装置及びこれらを結ぶ電気通信回線からなる自動車及び原動機付自転車の運転者に関する警察共通基盤システムをいう。

#### 12 免許証

規則第19条及び第19条の2に規定する運転免許証をいう。

#### 13 運転経歴証明書

法第104条の4第5項に規定する書面をいう。

#### 14 写真撮影装置

運転免許センターで申請を受理した申請者を撮影する直接撮影機及び警察署等で申請を受理した申請書に貼付された写真を撮影する複写撮影機からなる装置をいう。

15 免許証印刷装置

免許証を作成する印刷装置をいう。

16 追記装置

運転者管理システムに接続され、運転者管理システム及び免許証に内蔵した半導体集積回路（以下「ICチップ」という。）に登録された情報を書き換える装置をいう。

17 免許台帳ファイリング装置

秋田県公安委員会が受理した免許に関する申請書及び届出書の一部をファイルとして取り込み、データベース化した装置をいう。

18 更新連絡書

法第101条第3項に規定する更新期間その他免許証の更新の申請に係る円滑な実施を図るため必要な事項を記載した書面をいう。

第3 免許業務の処理方法

運転免許センターにおいて免許の申請を受理した場合は、原則として免許証を即日交付するものとし、警察署等及び出張試験会場において免許の申請を受理した場合には、後日交付するものとする。

第4 免許の申請等の受理

運転免許センター及び警察署等においては、次により免許の申請又は届出を受理するものとする。

1 運転免許センター

(1) 免許証更新申請

日曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前8時30分から午前9時30分まで及び午後1時から午後1時50分までとする。

(2) 免許証記載事項変更届出並びに免許証の暗証番号の照会及び閉塞解除

日曜日から金曜日まで（休日等を除く。）の午前8時30分から午後4時までとする。

(3) 免許証再交付申請

月曜日から金曜日まで（休日等を除く。）の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後3時までとする。

(4) 免許取消申請

日曜日から金曜日まで（休日等を除く。）の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後4時までとする。ただし、日曜日は午後2時から午後3時までとする。

(5) 運転経歴証明書交付申請、運転経歴証明書再交付申請、運転経歴証明書記載事項変更届出、国外運転免許証申請及び条件の付与の申請

月曜日から金曜日まで（休日等を除く。）の午前8時30分から午前11時まで及び

午後 1 時から午後 4 時までとする。

(6) 経由更新申請

月曜日から金曜日まで（休日等を除く。）の午前 8 時30分から午前 9 時30分まで及び午後 1 時から午後 1 時50分までとする。

2 警察署等

(1) 免許証更新申請、免許証再交付申請、免許取消申請、運転経歴証明書交付申請、運転経歴証明書再交付申請、運転経歴証明書記載事項変更届出及び条件の付与の申請

月曜日から金曜日まで（休日等を除く。）の午前 8 時30分から午後 0 時まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。

(2) 免許証記載事項変更届出並びに免許証の暗証番号の照会及び閉塞解除

月曜日から金曜日まで（休日等を除く。）の午前 8 時30分から午後 4 時までとする。

第 5 免許証の作成

運転免許センターにおいて作成する免許証は、自動車等の運転免許試験の合格によるもの（第一種運転免許又は第二種運転免許試験に合格し、法第90条の2第1項に規定する講習を受講すべき者が受講していない場合を除く。以下「新規免許」という。）、免許証の再交付申請、免許証の更新申請及び第15の4(2)の免許証の取消申請によるものとし、作成要領は、次の各号に掲げるとおりとする。

1 申請書又は登録票に所要事項を記載し、運転者管理システムに登録すること。

なお、新規免許の免許証番号は運転者管理システムにより自動付加し、新規免許及び免許証の更新申請の照会番号は別表 1 「照会番号指定表」に基づき付加すること。

2 申請内容と運転者管理システムにより印字された登録内容を照合すること。

3 写真撮影装置により申請者を直接撮影し、免許証印刷装置により免許証を作成することを原則とするが、申請者から、持参した写真による免許証の作成の申出があった場合は、申請書に持参した写真を貼付させ、複写撮影機により免許証を作成すること。

4 警察署等から送付された申請書に基づき免許証を作成する場合は、申請書に貼付された写真を複写撮影して免許証印刷装置により作成すること。

5 免許証は次の区分により作成すること。

(1) 優良運転者については、免許証の有効期間欄を金色とする。

(2) 初めて免許を受けた者については、免許証の有効期間欄を黄緑色とする。

(3) 上記(1)、(2)以外の者については、免許証の有効期間欄を薄青色とする。

6 新規免許の免許証の備考欄に条件等を記載する必要がある場合にあつては別表 2 「免許証・運転経歴証明書備考欄の記載要領」（以下「別表 2」という。）の 2(1)に基づき所要事項を、再交付の場合にあつては免許証の備考欄に別表 2 の 2(2)により所要事項をそれぞれ記載して交付すること。

第 6 免許証の交付

運転免許センター長は、作成した免許証のうち警察署等で交付するものについては、運転免許証送付書（様式 1 - 1）（以下「免許証送付書」という。）により申請を受理

した警察署長に送付し、送付を受けた警察署長が当該申請者に交付するものとする。

## 第7 免許証の保管管理

警察署長は、送付された免許証及び法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書（以下「免許証等」という。）を次のとおり保管管理するものとする。

### 1 保管管理責任者等の設置

(1) 免許証等の保管管理責任者（以下「責任者」という。）は、交通課長とし、適正な保管管理を確保するために必要な事務を行うものとする。

(2) 免許証等の保管管理補助者は、免許事務を担当する交通係長、交番にあっては交番所長とし、責任者を補佐するものとする。

### 2 保管・管理方法

(1) 免許証等の保管場所は施錠設備のあるキャビネット等とし、免許証は更新時講習別に区分するなど、管理しやすい状態で保管すること。

(2) 警察署長は、免許証等の受払を更新免許証等受払簿（様式1-2）に記載し、保管状況を明らかにしておくこと。

## 第8 免許証の記載事項の変更届出等の受理

運転免許センター長及び警察署長は、法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出があったときは、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

1 運転免許証記載事項変更届（様式2）（以下「記載事項変更届」という。）により受理すること。

2 変更等の確認は、次の変更事項に応じて変更の事実を証明するものの提示又は提出を求めて行うこと。

(1) 本(国)籍、氏名又は生年月日

ア 住民票（本籍（外国人にあっては、国籍）が記載されたもの。）の写しの提出  
イ 住民基本台帳法の適用を受けない外国人の場合は旅券等の提示

(2) 住所

住民票の写し、個人番号カード、公共料金領収書、郵便物等、新しい住所を確かめるに足りる書類の提示

3 運転免許証記載事項変更届出受理簿（様式3）に所要事項を記載すること。

4 免許証については、変更届出年月日及び変更に係る事項を追記装置により運転者管理システムに登録し、併せてICチップに記録すること。

なお、生年月日の変更の届出があった場合は、免許証を再作成することから、警察署長は、当該届出者に顔写真を提出させること。

5 免許証の備考欄に別表2の2(3)に基づき所要事項を記載し、届出者に交付すること。

6 警察署長は、記載事項変更届に申請書等送付書（様式4）を添えて、運転免許センター長に送付すること。

## 第9 免許証の暗証番号の照会及び閉塞解除

運転免許センター長及び警察署長は、免許証の暗証番号を忘れた者から暗証番号の照会及び免許証の暗証番号の入力を誤りICチップの記録内容を確認できなくなった者から暗証番号の閉塞解除の依頼があったときは、次の各号に掲げるところにより処理する

ものとする。

#### 1 暗証番号照会

- (1) 暗証番号照会・閉塞解除依頼書（様式5）により受理し、免許証及びICチップの記録内容により本人確認を行うこと。
- (2) 運転免許センター長は、当該免許証が秋田県公安委員会の発行した免許証であるときは、運転者管理システムにより暗証番号を照会し、他の都道府県公安委員会の発行した免許証であるときは、当該公安委員会に照会し、口頭で回答すること。  
なお、警察署長は、運転免許センター長に照会の上、口頭で回答すること。

#### 2 閉塞解除依頼

- (1) 前記1(1)の規定に準じ、受理すること。
- (2) 追記装置により暗証番号の閉塞を解除すること。

### 第10 免許証の再交付申請の受理

運転免許センター長及び警察署長は、法第94条第2項の規定による免許証の再交付申請があったときは、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

#### 1 運転免許証再交付申請書（様式6）（以下「再交付申請書」という。）により申請を受理すること。

なお、亡失及び滅失以外の理由による申請の場合は、当該免許証を提出させ、所要事項を返納免許証受理簿（様式23）に記載の上、枚数及び廃棄処分状況を運転免許証・運転経歴証明書処理簿（様式14）に記載し、処理結果を明らかにしておくこと。

#### 2 再交付申請書の暗証番号欄に記載をしない申請者に対しては、暗証番号の必要性についての説明を行い、設定するように促すこと。

なお、当該説明によっても暗証番号を設定しない申請者には、運転免許証の暗証番号に関する誓約書（様式7）の提出を求めること。

#### 3 本籍、住所、氏名及び生年月日に係る記載事項の変更がある場合は、再交付申請書に記載させることにより変更の届出を行わせること。

なお、変更の確認は、第8の2の規定を準用すること。

#### 4 申請者の本人確認は、次の要領によること。ただし、亡失及び滅失以外の申請で当該申請に係る運転免許証により申請者の本人確認ができる場合を除く。

##### (1) 運転免許センターで受理した場合

ア 運転者管理システムにより申請者に係る免許照会を実施するとともに、申請者から個人番号カード、旅券、社員証、学生証等の提示を受けること。

イ 再交付申請書に貼付された顔写真及び免許台帳ファイリング装置から出力された申請者に係る免許台帳の顔写真により、申請者本人と照合すること。

ウ 再交付申請書の記載内容について不審点がないか精査するとともに、申請者本人しか知り得ないと思われる事項を質問すること。

##### (2) 警察署等で受理した場合

前記(1)の規定を準用すること。この場合において、免許台帳ファイリング装置から出力される申請者に係る免許台帳を運転免許センター長に要求すること。

#### 5 警察署長は、運転免許証再交付申請受理簿（様式8）に所要事項を記載するとともに、再交付申請書に申請書等送付書を添えて、運転免許センター長に送付すること。

6 警察署長は、申請者に免許証を交付する際、免許証送付書に記名を求め、交付の状況を明らかにしておくこと。

#### 7 再交付免許証不正取得容疑者の調査

(1) 運転免許センター長は、次により再交付免許証の不正取得及び返納義務違反の疑いがある者（以下「不正取得容疑者」という。）を発見した場合は、再交付免許証不正取得容疑者通知書（様式9）（以下「不正取得通知書」という。）を作成し、当該不正取得容疑者の住所地を管轄する警察署長に送付するものとする。

ア 運転者管理システムへの違反登録及び事故登録

イ 再交付申請に係る免許証の亡失等の状況に関する不審の確認

(2) 警察署長は、不正取得通知書を受理した場合は、所要の調査又は捜査を行うものとする。

#### 第11 免許証の更新申請の受理

運転免許センター長及び警察署長は、法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請があったときは、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

1 運転免許センター長は、運転免許証更新申請書・更新時講習受講申請書（以下「更新申請書」という。）（様式10-1）により、警察署長は、更新申請書（様式10-2）により受理すること。

2 更新申請時の免許証（以下「旧免許証」という。）について、免許の効力が停止されている場合及び再交付申請を伴う場合は、更新申請書（様式10-3）により受理し、次のとおり処理すること。

(1) 免許の効力が停止されている場合は、運転免許停止処分書を確認し、更新申請書（様式10-3）の左上に「停止処分中」と記載の上、第10の4の規定を準用し、申請者を確認すること。

(2) 再交付申請を伴う場合は、更新申請書（様式10-3）の左上に「再交付申請同時」と記載の上、第10の4の規定を準用し、申請者を確認すること。

3 本籍、住所、氏名及び生年月日に係る記載事項の変更がある場合は、更新申請書（様式10-1、10-2、10-3）（以下「更新申請書（全様式）」という。）の記載事項変更欄に記載させること。

なお、変更の確認については、第8の2の規定を準用すること。

4 更新申請書（全様式）の暗証番号欄に記載をしない申請者に対しては、第10の2の規定を準用すること。

5 申請者に対し適性検査を行い、その結果を更新申請書（全様式）の適性検査結果欄に記載すること。

6 警察署長は、適性検査に合格した者の旧免許証の備考欄に、別表2の2(5)に基づき所要事項を記載し、更新手続中に有効期間が満了する場合は、当該有効期間を延長して交付すること。

7 警察署長は、更新申請受理簿（様式12）に記載の上、受理した更新申請書に申請書等送付書を添えて、運転免許センター長に送付すること。

8 警察署長は、申請者が有効期間が満了する日までに更新時講習を受講することができずに失効した場合は、運転免許センター長に速報し、失効免許証処理簿（様式13）

に記載してその処理結果を明らかにしておくとともに、当該免許証を運転免許センター長に送付すること。

- 9 更新後の免許証（以下「更新免許証」という。）の交付は旧免許証と引換えに行い、返納された旧免許証は、運転免許センター及び警察署等において確実に廃棄処分すること。ただし、申請者が旧免許証の返還を希望する場合は、当該免許証の下隅2か所（以下「所定の位置」という。）にさん孔処置を施した上で返還すること。

なお、返納された旧免許証の枚数及び廃棄処分の状況を運転免許証・運転経歴証明書処理簿（様式14）に記載し、処理結果を明らかにしておくこと。

- 10 運転免許センター長は、運転者管理システムの障害、災害等の影響により即日交付ができない場合、有効期間の満了日が迫っている更新申請者については、更新申請を受理した上で、旧免許証の備考欄に別表2の2(5)に基づき所要事項を記載して、有効期間を延長すること。

## 第12 更新連絡書等の発送停止等の措置

免許証を有する者が交通事故等により死亡した場合において、当該死亡者に対する更新連絡書等の発送を停止するため、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

### 1 運転免許センター長への通報

警察署長は、次に掲げる更新連絡書等の発送停止対象者（以下「対象者」という。）を取り扱った場合は、対象者の人定事項等を死亡者通報連絡書（様式15）に記載し、運転免許センター長に送付すること。

- (1) 交通事故、交通事故以外の過失事故、殺人事件又は傷害致死事件等により死亡した者で、警察において死亡確認がなされたことを遺族が承知しているもの
- (2) 免許証を有する者の死亡について、遺族等から情報の提供があった者で身元確認が確実にできたもの

### 2 対象者の登録

運転免許センター長は、前記1の通報を受理した場合は、運転者管理システムに対象者に係るデータを登録すること。

### 3 他都道府県警察への通報

運転免許センター長は、前記1により通報された対象者の住所地が他の都道府県にある場合は、速やかに当該都道府県警察の運転免許事務担当課に通報すること。

### 4 他都道府県警察からの通報

運転免許センター長は、他の都道府県警察から対象者に関する通報を受理した場合は、前記2の措置を講ずること。

### 5 返納された免許証の処置

- (1) 運転免許センター長及び警察署長は、対象者の遺族等から対象者の免許証を返納された場合は、当該所属において確実に廃棄処分すること。ただし、対象者の遺族等が当該免許証の返還を希望する場合は、所定の位置にさん孔処置を施した上で返還すること。
- (2) 運転免許センター長及び警察署長は、返納された免許証の枚数及び廃棄処分の状況を運転免許証・運転経歴証明書処理簿（様式14）に記載し、処理結果を明らかに



しておくこと。

### 第13 経由更新申請の受理

運転免許センター長は、法第101条の2の2の規定による免許証の更新の申請があったときは、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

#### 1 秋田県公安委員会を経由する更新申請

- (1) 住所地が秋田県以外である申請者から申請があった場合は、運転免許証更新・更新時講習受講申請書（経由申請用）（様式16-1）及び適性検査結果通知書・更新時講習済通知書（様式16-2）により受理すること。
- (2) 申請者が、更新連絡書を持参しなかった場合は、運転者管理システムにより優良運転者であることを確認すること。
- (3) 適性検査を実施した結果が合格基準に達していない場合は、住所地を管轄する公安委員会から改めて適性検査を受けるよう通知がなされることなど、その後の手続について教示すること。
- (4) 更新時講習（優良運転者講習）の受講を申し出た場合は、これを受講させること。
- (5) 旧免許証の備考欄に別表2の2(6)に基づき所要事項を記載し、申請者に交付すること。
- (6) 経由更新申請送付取扱簿（様式16-3）に所要事項を記載すること。また、運転免許証更新・更新時講習受講申請書（経由申請用）（様式16-1）及び適性検査結果通知書・更新時講習済通知書（様式16-2）を、申請者の住所地を管轄する公安委員会に運転免許経由更新申請関係書類等送付書（様式16-4）を添えて送付すること。

#### 2 秋田県以外の公安委員会を経由する更新申請

- (1) 他の都道府県公安委員会から運転免許証更新申請書及び適性検査結果通知書・更新時講習済通知書が送付されたときは、経由更新申請受理取扱簿（様式16-5）に所要事項を記載すること。
- (2) 適性検査結果通知書に基づき、適性検査の合否を決定すること。ただし、適性検査結果通知書で適性検査の合否を判断できないときは、法第101条の2の2第5項の規定に基づき適性検査を実施すること。この場合において、申請者に対し封書により適性検査実施通知書（様式16-6）を送付し、改めて適性検査を行い、更新の可否を判断すること。

なお、実施結果については経由更新申請適性検査取扱簿（様式16-7）に記載すること。

- (3) 経由更新申請の交付年月日は、他の都道府県公安委員会から送付された適性検査結果通知書等により、当該申請に支障がないと認めた日とすること。

### 第14 臨時適性検査の実施

運転免許センター長及び警察署長は、法第102条第5項の規定による適性検査を行ったときは、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

- 1 適性検査は、規則第23条の規定に基づき実施し、適性検査実施結果報告書（様式11）により処理結果を明らかにしておくこと。

2 警察署等において実施する適性検査は、視力、色彩識別能力、深視力及び聴力とし、運動能力の検査については、運転免許センターにおいて実施すること。

3 適性検査の結果、免許に条件を付すなどの必要がある場合は、免許証の備考欄に別表2の2(7)により記載し、交付すること。

なお、免許証にあつては、追記装置によりICチップに条件変更の記録を行うこと。

4 警察署長は、当該報告書を運転免許センター長に送付すること。

#### 第15 免許の申請による取消しの受理

運転免許センター長及び警察署長は、法第104条の4第1項の規定による運転免許の申請による取消し（以下「申請取消」という。）、同条第3項により同条第1項後段の申出に係る免許を与える場合の申請（以下「申出免許申請」という。）があつたとき及び法第107条第2項の規定により他の種類の免許に係る免許証を交付する場合は、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

1 申請取消は、運転免許取消申請書(様式17-1)（以下「取消申請書」という。）により受理すること。

2 申請者が令第39条の2の4に掲げる事由に該当しないことを確認すること。また、申請者の意思を確認するとともに、申請取消後に再度免許の申請を行う場合には、運転免許試験の免除等の措置はとられない旨を説明すること。

3 免許証の更新又は免許証の再交付申請時に併せて、申請取消及び申出免許申請があつたときは、これを受理すること。

4 申請取消に係る免許証の取扱いについては、次のとおりとすること。

##### (1) 全ての免許を申請取消する場合

ア 規則第30条の9第4項に規定する申請による運転免許の取消通知書（以下「取消通知書」という。）を交付した後、取消しに係る免許証を返納させること。

なお、返納された免許証は、運転免許センター及び警察署等において確実に廃棄処分すること。ただし、申請者が返納した免許証の返還を希望する場合には、所定の位置にさん孔処置を施した上で返還すること。

イ 免許証を亡失した者から申請があつた場合は、第10の4の規定を準用し、申請者を確認すること。また、再交付申請書裏面の運転免許証亡失・滅失・盗難てん末書欄に記載させること。

##### (2) 一部の免許を取り消し、新たな免許証を交付する場合

ア 法第104条の4第1項の規定により、申出免許申請を受理し、新たな免許証を交付する場合は、運転免許センターにおいては取消通知書を交付した後、取消しに係る免許証を返納させ（返還希望がある場合は、前記(1)のアに準ずる。）、新たな免許証を交付すること。また、警察署等においては取消通知書を交付した後、取消しに係る免許証の備考欄に別表2の2(8)に基づき所要事項を記載して交付し、新たな免許証は後日交付する旨を教示すること。

なお、申出免許申請により免許証を交付する場合は、免許証交付手数料（他の種類の免許を併記する場合は併記分の手数料を加えた額）（以下「交付手数料」という。）を徴収すること。

イ 法第107条第2項の規定により、申請取消された者が、なお他の種類の免許を受けており、当該他の種類に係る免許証を交付する場合は、運転免許センターにおいては取消通知書を交付した後、取消しに係る免許証を返納させ（返還希望がある場合は、前記(1)アに準ずる。）、新たな免許証を交付すること。また、警察署等においては取消通知書を交付した後、取消しに係る免許証の備考欄に別表2の2(8)に基づき所要事項を記載して交付し、新たな免許証は後日交付する旨を教示すること。

なお、法第107条第2項の規定により免許証を交付する場合は、交付手数料を徴収することができない。

(3) 返納された取消しに係る免許証については、返納免許証受理簿（様式23）に所要事項を記載すること。また、運転免許証・運転経歴証明書処理簿（様式14）に枚数及び廃棄処分の状況を記載し、処理結果を明らかにしておくこと。

5 警察署長は、取消申請受理簿（様式17-2）に所要事項を記載し、取扱状況を明らかにしておくこと。

6 警察署長は、取消申請書及び取消通知書の写しに申請書等送付書を添えて、運転免許センター長に送付すること。

#### 7 代理人による申請

申請者が窓口に来庁することが困難である場合において代理人による申請を受理する場合は、次のとおりとすること。

なお、代理人による申請は、全部の免許を申請取消する場合に限り受理するものとし、一部の免許を取り消す場合は受理しないこと。

(1) 取消申請書及び運転免許返納代理申請手続申込書（様式17-3）（以下「代理申込書」という。）により受理すること。

(2) 代理申込書にある委任状欄の署名が代筆であった場合は、警察職員が申請者に対し、面接又は電話により取消意思の確認を行うこと。

#### 8 訪問による申請

警察職員が訪問して申請を受理する場合は、次のとおりとすること。

なお、申請の受理は窓口において行うことが原則であることから、訪問して申請を受理する場合には、申請者の事情や自主返納の手続を行う必要性を勘案した上で受理すること。また、訪問による申請は、親族等、第三者の立会いが得られない場合は受理しないこと。

##### (1) 事前相談の受理

訪問による申請を受理する場合は、申請者から事前に相談を受けることとし、訪問による運転免許返納相談受理票（様式17-4）を記載して受理の経緯を明らかにし、前記2の事由に該当しないことを確認すること。

なお、事前相談の結果、申請取消を受理する場合は、訪問日時等を調整するものとする。

##### (2) 訪問による申請受理

申請者の自宅等を訪問し、第三者立会いの上で、前記1及び2を行い、取消通知書を交付した後、免許証を返納させること。

## 第16 運転経歴証明書の交付申請、記載事項変更届出、再交付申請及び返納の受理

運転免許センター長及び警察署長は、第15の4(1)により処理した申請者（以下「免許返納者」という。）及び免許証の更新を受けなかった者（以下「免許失効者」という。）から法第104条の4第5項による運転経歴証明書の交付の申請、規則第30条の12第1項による記載事項変更の届出、規則第30条の13第1項による再交付の申請及び規則第30条の14による返納があったときは、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

1 運転経歴証明書の交付の申請があったときは、次のとおりとすること。

(1) 運転経歴証明書交付申請書（細則様式第18号の2）（以下「経歴交付申請書」という。）により申請を受理すること。

(2) 免許返納者は申請取消後、免許失効者は失効後いずれも5年以内であることを確認すること。また、免許失効者から申請があったときは、法第105条第2項及び令第39条の2の6に掲げる事由に該当しないことを確認すること。

なお、運転経歴証明書の交付後に再度免許の申請を行う場合には、運転免許試験の免除等の措置はとられない旨を説明すること。

(3) 免許返納者及び免許失効者の免許証の記載事項から変更がある場合は、経歴交付申請書の記載内容変更欄に記載させること。

なお、変更の確認は、第8の2の規定を準用すること。

(4) 申請者の本人確認は、第10の4の規定を準用すること。

(5) 警察署長は、運転経歴証明取扱簿（様式18-1）に所要事項を記載し、経歴交付申請書に申請書等送付書を添えて、運転免許センター長に送付すること。

(6) 運転免許センター長は、作成した運転経歴証明書に運転経歴証明書送付書（様式18-2）（以下「経歴証明書送付書」という。）を添えて、警察署長に送付すること。

2 運転経歴証明書の記載事項の変更の届出があったときは、次のとおりとすること。

(1) 運転経歴証明書記載事項変更届（細則様式第18号の3）（以下「経歴記載事項変更届」という。）により受理すること。

(2) 変更に係る確認は、第8の2の規定を準用すること。

(3) 運転経歴証明書記載事項変更届出受理簿（様式18-3）に所要事項を記載すること。

(4) 運転経歴証明書の備考欄に別表2の2(4)に基づき所要事項を記載し、届出者に交付すること。

(5) 警察署長は、経歴記載事項変更届に申請書等送付書を添えて運転免許センター長に送付すること。

3 運転経歴証明書の再交付の申請があったとき及び平成24年4月1日より前に発行された運転経歴証明書から現行の運転経歴証明書への切替申請があったときは、次のとおりとすること。

(1) 運転経歴証明書再交付申請書（細則様式第18号の4）（以下「経歴再交付申請書」という。）により申請を受理すること。

なお、亡失及び滅失以外の理由による申請の場合は、当該運転経歴証明書を提出

させ、所要事項を返納運転経歴証明書受理簿（様式18－5）に記載の上、枚数及び廃棄処分状況を運転免許証・運転経歴証明書処理簿（様式14）に記載し、処理結果を明らかにしておくこと。

- (2) 住所、氏名、及び生年月日に変更がある場合は、経歴再交付申請書に記載させることにより、変更の届出を行わせること。

なお、変更の確認は、第8の2の規定を準用すること。

- (3) 申請者の本人確認は、第10の4の規定を準用すること。
- (4) 警察署長は、運転経歴証明書再交付申請受理簿（様式18－4）に所要事項を記載し、経歴再交付申請書に申請書等送付書を添えて、運転免許センター長に送付すること。
- (5) 運転免許センター長は、運転経歴証明書を交付する際、経歴再交付申請書裏面の受領欄に日時及び氏名を記載させること。また、警察署長は、運転経歴証明書を交付する際、経歴証明書送付書に記名を求め、交付の状況を明らかにしておくこと。

- 4 運転免許センター長及び警察署長は、運転経歴証明書を有する者が新たに免許を受けたとき、又は亡失したことを理由として運転経歴証明書の再交付を受けた者が、亡失した運転経歴証明書を発見したときは、当該運転経歴証明書を返納させ、所要事項を返納運転経歴証明書受理簿（様式18－5）に記載すること。また、枚数及び廃棄処分状況を運転免許証・運転経歴証明書処理簿（様式14）に記載し、処理結果を明らかにしておくこと。

#### 第17 国外運転免許証の交付申請の受理

運転免許センター長は、法第107条の7第1項に規定する国外運転免許証（以下「国外免許証」という。）の交付の申請があったときは、次に掲げるところにより処理するものとする。

- 1 国外運転免許証交付申請書（様式19－1）（以下「国外免許申請書」という。）により受理すること。
- 2 旅券等により申請者が外国に渡航する者であることを確認し、運転者管理システムにより申請者に係る免許照会を実施すること。また、国外運転免許証交付簿（様式19－2）（以下「国外免許交付簿」という。）に所要事項を記載すること。
- 3 免許証の備考欄に別表2の2(9)に基づき所要事項を記載し、申請者に交付すること。
- 4 国外免許証を申請者に交付する際、国外免許証の有効期間が満了したときは、運転免許センター又は最寄りの警察署等に速やかに返納しなければならない旨を教示すること。
- 5 警察署長は、返納された国外免許証を受理したときは、運転免許センター長に送付すること。
- 6 運転免許センター長は、返納された国外免許証を受理したときは、国外免許交付簿に返納月日等を記載して、速やかに当該国外免許証を廃棄処分すること。

#### 第18 条件の付与申請の受理

運転免許センター長及び警察署長は、法第91条の2第1項の規定により運転することができる自動車等の種類を限定するなどの条件（以下「サポートカー限定条件」とい

う。) の付与の申請があったとき及び同条第2項の規定により条件を付す場合は、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

- 1 サポートカー限定条件の付与申請の受理は、運転免許条件申請書(様式20-1) (以下「免許条件申請書」という。)により行うこと。
- 2 規則第18条の6第1項に規定されるサポートカー限定条件で運転することができる車両(以下「対象車両」という。)であることを、警察庁ホームページに掲載されているメーカー別対象車両一覧表により確認すること。
- 3 申請者が令第33条の6各号に掲げる事由に該当しないことを確認すること。また、申請者の意思を確認するとともに、当該条件の付与を受けた後は、対象車両以外の普通自動車を運転できなくなる旨、運転した場合は免許条件違反となる旨、当該条件の解除を希望する場合は住所地を管轄する公安委員会による審査を受ける必要がある旨を説明すること。
- 4 サポートカー限定条件は、普通免許により運転することができる普通自動車の種類を限定する条件に限られていることから、普通免許の上位免許を保有している場合は、申請取消を行った上で普通免許に条件を付与すること。  
なお、申請取消については、第15の規定を準用すること。
- 5 運転免許センター長及び警察署長は、申請取消を行わずに当該条件を付与する場合は、免許証の備考欄に別表2の2(7)に基づき所要事項を記載し、申請者に交付すること。また、申請取消を行う場合は、運転免許センターにあっては新たな免許証を交付することとし、警察署等においては免許証の備考欄に別表2の2(7)及び(8)に基づき所要事項を記載して交付し、新たな免許証は後日交付する旨を教示すること。
- 6 手数料の取扱いについては次のとおりとすること。
  - (1) 申請取消を行わずに免許証備考欄に条件を記載する場合は、手数料が不要であるが、同時に再交付を申請する場合は、再交付手数料を徴収すること。
  - (2) 申請取消を行う場合のうち、第15の4(2)アの、申出免許申請により新たに普通免許を交付する場合は、交付手数料を徴収すること。
  - (3) 申請取消を行う場合のうち、第15の4(2)イの、取り消してもなお普通免許が残る場合は、交付手数料を徴収することができない。
  - (4) 前記1の申請を免許証の再交付又は更新の機会に受理する場合は、再交付手数料又は更新手数料のみを徴収し、交付手数料は徴収しないこと。
- 7 警察署長は、所要事項を条件申請受理簿(様式第20-2)に記載し、免許条件申請書に申請書等送付書を添えて、運転免許センター長に送付すること。

#### 第19 証紙の送付

警察署長は、免許の申請に係る手数料として徴収した証紙納付書に証紙送付書(様式21)を添えて、運転免許センター長に送付すること。

#### 第20 誤記免許証の取扱い

- 1 運転免許センター長及び警察署長は、免許証の交付に当たり、申請者に当該免許証の写真及び記載内容を十分に確認させ、写真の色抜け等又は記載内容に誤りがある免許証(以下「誤記免許証」という。)である旨の申出があった場合は、別表3「誤記免許証の取扱要領」に基づき処理すること。

- 2 運転免許センター長は、当該申出の都度、誤記免許証の取扱状況を誤記免許証処分取扱簿（様式22）に記載し、当該免許証にさん孔処置を施した上で、速やかに廃棄処分すること。

#### 第21 免許証の返納等

運転免許センター長及び警察署長は、法第107条第1項第2号又は第3号に規定する免許証の返納を受けたときは、次に掲げるところにより処理するものとする。

- 1 運転者管理システム等により、返納された免許証が失効又は再交付後の発見であることを確認すること。
- 2 返納免許証受理簿（様式23）及び運転免許証・運転経歴証明書処理簿（様式14）に、所要事項を記載し、速やかに返納された免許証を廃棄処分すること。